



平成24年（行ウ）第32号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

平成24年（行ウ）第85号 補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

原告 長瀬猛 外2名

被告 兵庫県及び兵庫県知事

### 証拠説明書6（甲号証）

平成25年6月5日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

甲22～27

甲	標目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
22の1	ハングル教科書「現代朝鮮歴史高級1」 【写し】	学友書房 【2004年3月25日】	・萩原遼が代表する「朝鮮学校への税金投入に反対する専門家の会」が入手して日本語訳した『現代朝鮮歴史高級1』(甲18の1)のハングル教科書
22の2	ハングル教科書「現代朝鮮歴史高級2」 【写し】	学友書房 【2004年3月25日】	・萩原遼が代表する「朝鮮学校への税金投入に反対する専門家の会」が入手して日本語訳した『現代朝鮮歴史高級2』(甲18の2)のハングル教科書
22の3	ハングル教科書「現代朝鮮歴史高級3」 【写し】	学友書房 【2004年3月25日】	・萩原遼が代表する「朝鮮学校への税金投入に反対する専門家の会」が入手して日本語訳した『現代朝鮮歴史高級3』(甲18の3)のハングル教科書

			史高級3』(甲18の3)のハングル教科書
23	書状 【原本】	萩原遼(現代朝鮮史家・ノンフィクション作家) 【2013年6月1日】	・甲24の2は、萩原遼が朝鮮総連関係者から入手した朝鮮総連の内部資料であり、甲24の1は朝鮮語の翻訳において定評のある萩原遼が翻訳したものであること
24の1	「2013年度在日本朝鮮人教育会中央常任理事会事業方向及び事業計画」 【写し】	翻訳:萩原遼 【2013年5月】	<p>・総連は、在日朝鮮人運動発展の歴史において重要な位置を占める今年、2013年の基本方向を<u>敬愛する金正恩元帥様の思想体系、領道体系をより強固にするための中心におき</u>、総連組織をしっかりと固め、民族教育事業と新世代、同胞商工人との事業を現実的な発展の要求に合わせて・・・</p> <p>・<u>教育会組織の中に敬愛する金正恩元帥様の思想体系、指導体系を打ち立てる事業をより力強く展開し、決定的に深化させる。</u></p> <p>・教育会の非専任理事に対する思想教養事業を、対象の実情に合わせて積極的に組み合わせる。</p> <p>・各教育会組織を強固に整え、その機能と役割をより高めることに大きな力を注ぐ</p> <p>・<u>学生引き入れ事業と日本の学校への転出を防ぐための事業に全機関的な力を入れる。日本学校へ転出が憂慮される対象をあらかじめ捕捉し、日常的な接触を通して説得教養をするようにする。</u></p> <p><b>【総連による朝鮮学校の不当な支配】</b></p>
24の2	ハングル版「2013年度在日本朝鮮人教育会中央常任理事会」	在日本朝鮮人教育会中央常任理事会	萩原遼氏が入手して日本語訳したハングルの朝鮮総連内部資料

	任理事会事業方向及び事業計画】【写し】	【2013年2月】	
25の 1	『光射せ!』(北朝鮮収容所国家からの解放を目指す理論誌)第5号の「表紙」「刊行のことば、「編集あとがき」 【原本】	発行人：三浦小太郎 編集人：萩原遼 発行所：北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 発行日：2010年7月10日	・「光射せ！」は、『地上の楽園』北朝鮮に渡った在日朝鮮人・日本人妻十万人のうち数千人、あるいはそれ以上が強制収容所で絶命しているという悲惨な状況を救いたいーそんな善意から出発した運動として発刊されたものであること
25の 2	特別寄稿「朝鮮高校無償化除外は民族差別ではない！」 【原本】	申相一（元朝鮮総連・朝鮮学校教師） 【2010年6月25日】	・「朝鮮学校」は金父子の「忠実な戦士」を養成する訓練場であること ・総連は北の独裁政権の「無償化の金はどんなことがあっても獲得せよ」との指令のもとで運動を推進しており、補助金の交付は「死守」すべき優先課題であること ・ <u>朝鮮学校教師の人事権は総連が握っている。いまや金正日が握っている。</u> <u>高校の校長は総連中央だけでは決めることができない。「総連の大物幹部」</u> <u>なのだ。高級学校の校長は総連の中央委員であり、北からみると「信じるべき教育革命家である。知事と対面した大阪朝校の校長・金淳詰は、総連中央から派遣してきた人であるし、この四月には総連中央の教育局長として戻ってきている」</u> ・学校は即総連であり、総連はまた学校である。縁を切ることなど、はなからできない相談である。
25の 3	「朝鮮高校の現代史教科書は何を書いているのか」 【原本】	萩原遼 【2010年6月11日】	・朝鮮高校で使用されている「現代朝鮮歴史」は金日成、金正日に対する徹底した個人崇拜を教えている。 ・1年生用では、朝鮮戦争はアメリカと韓国による北朝鮮侵略戦争だと教えられていること

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年生用では、金日成と金正日のクーデターが美化されていること</li> <li>・3年制用では、拉致の謝罪なく、「拉致を契機に反朝鮮人騒動」と八つ当たりしていること</li> <li>・「朝高生の諸君に」：君たちが祖国を愛し、誇りとするためにも、今のゆがんだ教育から抜け出して眞の民族教育、ことばと歴史と文化と祖国の先人を尊敬する教育を受ける権利が君たちにはある。そのためにがんばってほしいと心から思う。</li> </ul>
25の 4	「高校授業料無償化除外は日本当局の無知蒙昧な差別政策だ」 【原本】	<p><b>資料1</b>：総連東京、地方本部委員会会議【2009年11月11日】</p> <p><b>資料2</b>：総連中央常任委員会【2010年1月1日】</p> <p><b>資料3</b>：総連本部委員長【2010年1月13日】、</p> <p><b>資料4</b>：総連22次全体大会【2010年5月22日】</p> <p>翻訳：萩原遼を含む『光射せ！』編集部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：親朝勢力をしっかりと固め拡大する運動を行い「高校授業料無償化」の施策が、在日同胞たちにもかならず適用されるよう運動を行う。</li> <li>・資料2：総連本部委員長の責任のもとに支部と団体、学校が緊密に連携して本部と支部の「民族教育対策委員会」を再編成してその機能をためること。<u>転出生（日本の学校などへの転校）を決定的にくいとめて日本に在学している同胞子女を編入させる活動をぬかりなく繰り広げる。</u></li> <li>・資料3：民族教育活動を中心におき、大衆活動を繰り広げることに関する敬愛する将軍さまのお教えのとおりに、危機的状況にある民族教育活動から突破口を開くことがあります。</li> <li>・資料4：総連各組織と教育活動家たち、熱誠同胞たちは敬愛する金正日將軍様の思想意図を高く奉じ、ことしを「民族教育を強化する年」として輝かせることによって在日朝鮮人運動の新たな全盛期を民族活動から切り開いていく決心で総決起した。</li> <li>・「総連内部文書の紹介にあたって」</li> </ul>

			<p><u>高校無償化除外が総連組織の維持に直結する死活問題であり、生命線をたたれる重要な問題であるとの認識をあけすけに語っており、きわめて興味深い。</u></p>
25の 5	「専門家の会が国連に『無償化反対』を表明」 【原本】	萩原遼代表「朝鮮高校への税金投入に反対する専門家の会」 【2010年5月20日】	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝鮮高校の授業料無償化に反対するアピール</li> <li>朝鮮学校の教科書には多数の虚偽、指導者崇拝の強制があり、教育に政治を持ち込んでいるのは朝鮮総連であること</li> </ul>
26の 1	ホームページ「教育基本法資料室へようこそ」 【写し】	文部科学省資料室 【平成25年6月4日 ダウンロード】	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧教育基本法第10条の「不当な支配」の解釈</li> </ul>
26の 2	教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁（目次） 【写し】		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育基本法第16条の「不当な支配に服すことなく」は旧教育基本法第10条と同趣旨であること</li> <li>「不当な支配に服することなく」は、国民全体の意思とは言えない一部の不当な勢力の介入を排し、教育の中立性、不偏不党性を求める趣旨であること</li> </ul>
26の 3	教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁（第16条） 【写し】		<p>不当な勢力の介入を排し、教育の中立性、不偏不党性を求める趣旨であること</p>
27	最高裁判決 【写し】	最高裁判所大法廷 【昭和52年5月21日】	<p><u>「本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されなければならない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子供が自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子ど</u></p>

もに植えつけるような内容の教育を  
施すことを強制するようなことは、憲  
法26条、13条の規定上からも許さ  
れないと解することができる・・・。」

・「前記教育基本法10条1項は、そ  
の文言からも明らかなように、・・・。  
これによってみれば、同条項が排斥し  
ているのは、教育が国民の信託にこた  
えて右の意味において自主的に行わ  
れることをゆがめるような「不当な支  
配」であつて、そのような支配と認め  
られる限り、その主体のいかんは問う  
ところではないと解しなければなら  
ない。」

**【教育基本法16条は国や地方公共  
団体だけを規制するものではない】**